

告示

埼玉県告示第百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム北本中丸店

埼玉県北本市中丸八丁目百十七番地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）交通関係について

・ 店舗周辺道路が通学路になっていることから、特に児童等の歩行者、自転車利用者に対する安全確保に努め、実態に合わせて交通誘導員の配置、駐車場案内看板の設置等、交通安全に配慮すること。

・ 休日等、来店者の増加が見込める日にあつては、交通誘導員の増員及び新聞折込みチラシ、ホームページ等により店舗への進入路、退出路の案内について特段配慮すること。

・ 周辺道路における違法駐車、違法駐輪に対する対策について配慮すること。

（二）防犯関係について

・ 店舗内・外での監視カメラの設置、店内放送の実施等により防犯に努めること。

・ 警備員の巡回、駐車場における照明の設置等により、青少年の非行防止対策について配慮すること。

（三）地域商工業の振興について

・ 「北本市大規模小売店舗等の立地に伴う市及び設置者等の役割を定める条例」に基づき地域商工業の振興に努めること。

二 縦覧期間

平成二十四年二月十四日から平成二十四年三月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター